2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（不動産・建設経済局並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室及び施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官、施工自動化企画官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室並びに環境安全・地理空間情報技術調整官及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

6　施工企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

五　建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること（施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）

7～10　（略）

11　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び官庁営繕部並びに施工企画室及び施工自動化企画官の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

2　建設システム管理企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事業（官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全局及び道路局の所掌に属するものに限る。以下単に「直轄事業」という。）に係る技術基準（監督及び検査に関するもので二以上の部局に共通するものに限る。）及び積算基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（不動産・建設経済局及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（建設システム管理企画室、施工企画室、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官及び情報技術企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局並びに官庁営繕部、施工企画室及び環境安全・地理空間情報技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

5　（略）

6　施工企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業の施工方法（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二～四　（略）

五　建設工事用機械に係る建設技術に関する指導及び普及に関すること。

六　（略）

7～10　（略）

11　環境安全・地理空間情報技術調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る環境の保全及び安全の確保に関する技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること（施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

二　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する特定事項についての指導に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

三　環境の保全及び安全の確保に関する建設技術に関する普及に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他局並びに官庁営繕部及び施工企画室の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）